
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 397 回企業会計基準委員会及び第 138 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 397 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 29 日）及び第 138 回金融商品専門委員会（2018 年 12 月 3 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金融商品の時価に関する開示項目

（第 397 回企業会計基準委員会）

2. 案(1)を支持する事務局の提案に賛成する。現時点では、取引の内訳の開示を義務付ける必要はないと考えられる。今後レベル別開示が定着した後で、内訳の開示について義務化するか検討するアプローチが適切と考えられる。
3. 公開草案の中で独立の質問項目を設けてコメントを募集するのであれば異論はない。

（第 138 回金融商品専門委員会）

4. 意見が割れているため、公開草案で広く意見を募っていただきたい。
5. 案(3)を支持するものの、質問を設けて意見を問うという方針に異論はない。
6. 文案において、「売買目的有価証券及びデリバティブについては、」の文言を削除することによりその他有価証券も含めることを意図しているようであるが、これがその他有価証券も含めることと同義であるか確認したい。

四半期開示に関する検討

（第 397 回企業会計基準委員会）

7. 四半期開示であっても開示を削減することがよいのかは検討が必要だが、世界的に四半期開示全体についての必要性の議論があることを踏まえると、開示項目を一部

に限定する事務局の提案は受け入れられるのではないかと考える。

(第 138 回金融商品専門委員会)

8. 本取組みは国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としているため、分析においては IFRS の期中財務報告を定める IAS 第 34 号「期中財務報告」(以下「IAS 第 34 号」という。)と比較するべきではないか。IAS 第 34 号第 16A 項(j)では、「金融商品について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 91 項から第 93 項(h)、第 94 項から第 96 項、第 98 項及び第 99 項」に関する開示が求められており、大きな基準差が生じることになる。個人的には基準差は小さいほうが望ましいと考えており、不要とする開示項目についても追加的な分析が必要と思われる。
9. 我が国では実務において会計基準に記載されている開示項目を省略することは困難であるため、会計基準上で開示項目を限定することに賛成である。
10. 日本基準では、開示までの期間が短いこともあり、開示項目を限定することに賛成である。
11. 四半期開示の簡素化の趣旨を踏まえて開示項目を限定することは理解するものの、評価技法の変更については開示を求めているかどうか。
12. 大きな変化があった際には、評価技法の変更に関する情報も有用となる可能性があると思われる。
13. 事務局の提案に基本的には賛成であるが、評価技法の変更に関する情報の開示を求めても良いかと思われる。

適用時期及び経過措置の検討

(第 397 回企業会計基準委員会)

適用時期

14. 一部審議中の項目が残っているため現段階での意見ではあるが、2019 年上半期中に公表して 2020 年から強制適用だとすると、適用までの期間が 1 年を切っており、システム開発等の必要な準備期間を踏まえると、最低でも公表から強制適用まで 2 年は必要であると考えられる。仮に 2 年だとしても適用初年度の間中期や四半期の対応は難しいと考えられる。
15. 開示の対象を一般事業会社にも広げており、対応に時間を要する会社もあると考え

られるため、公表から強制適用までの期間が短すぎると考えられる。

16. 作成や監査に向けた準備期間や、影響を受ける会社の範囲が広いことを考えると、公表から強制適用まで最低限1年は確保すべきである。
17. 適用時期について、会計処理と開示を分けることも一つの選択肢だと考えられる。

経過措置

18. 時価の定義の変更による影響について、遡及修正せずに適用初年度の損益に反映させることとされているが、会計基準の変更の影響を損益に反映することは損益情報の有用性を低下させると考えられるため、見積りの変更とされている部分に関して、原則遡及修正すべきである。但し、情報の入手可能性等の観点から長い期間を遡ることは難しいと考えられるため、遡る範囲としては適用初年度の期初までとすることが適当ではないか。
19. その他有価証券の月中平均価額の利用について、減損処理についても遡及適用を求めることとされているが、減損処理の遡及適用は実務上困難ではないか。
20. 経過措置のうち時価を把握することが極めて困難な有価証券の取扱いに関しては、金融商品会計に関する実務指針の記載を削除すべきかどうかについて、実務への影響も踏まえた検討が必要であり、独立した審議項目とすべきである。その上で経過措置を議論すべきであり、現段階で議論することは時期尚早である。

(第138回金融商品専門委員会)

適用時期

21. この規模の会計基準には教育を含めた準備期間が必要であり、作成者としては2020年度期初からの強制適用は困難と思われる。少なくとも公表から1期以上の準備期間が必要である。
22. 本基準の公表よりも、早期適用の開始時期が早い点につき、監査上で困難が生じる可能性がある。
23. 2020年度期初からの強制適用は、公表からの期間が短すぎるという印象である。この案とするとしても、質問項目を設けて、広く意見を求めるべきである。

経過措置

24. IFRS第13号との整合性という理由だけでは説得的ではないと思われるため、会計方針の変更に関する原則的な取り扱いと同様に、原則として遡及修正するということがよいのではないか。

25. 遡及適用しないことを認める条件である「時価の定義の変更による影響と不可分である場合」がどのような場合を指しているのか不明確である。
26. 時価の定義の変更は、会計上の見積りの変更に類似しているため、将来に向かって適用することに賛成である。期首において利益剰余金で調整することには違和感がある。
27. 時価の定義の変更は、会計上の見積りの変更に類似しているため、将来に向かって適用することに賛成である。遡及する場合には、その時点で利用できなかった情報による判断が働く可能性がある。
28. 経過措置について米国基準の取り扱いも踏まえて検討すべきである。

時価の算定に関する会計基準及び適用指針の文案の検討

(第 397 回企業会計基準委員会)

29. 第三者から入手した価格の利用の一般事業会社の別途の取り扱いについて、まず金利スワップには適用できる一方で通貨スワップには適用できないこととなっており、対象範囲の適切性に疑問がある。限定列举するのではなく、例示の1つとして結論の背景に記載することで、例えば通貨スワップが重要な会社にとっては本規定を通貨スワップにも類推適用できることになるのではないか。また、本規定の対象から金融機関を除外する理由として、コストと便益の比較衡量の結果とあるが、金融機関に関してコストと便益が見合わないとする根拠が不明確である。
30. 第三者から入手した価格の利用の一般事業会社の別途の取り扱いについて、「全期間にわたって」インプットが一般に公表されているものとされているが、例えば1、3、5年の金利が観察可能な場合に2、4年の取引は対象となるのか、また30年といった長期の場合でも公表されていれば問題ないのかといった点が不明確であるため、表現を見直してはどうか。
31. 第三者から入手した価格の検証方法の例示について、拘束力のある提示価格があった場合にはその価格を用いることができるという記載がないことから、拘束力のある提示価格があったとしても別途の検証手続きが求められると理解しているが、その別途の手続きができないものも想定されるため、引き続き検討が必要と考えている。
32. 第三者価格の利用や非上場株式の取り扱いについて、「代替的な取り扱い」という

項目にしているが、「代替的な取り扱い」とすると追加された選択肢を示しているように読めるので、項目名を見直すべきではないか。

33. 非上場株式の取り扱いについては、これから検討される金融商品の意見募集に関する議論の中で、非上場株式を時価評価することを基準化することとなった場合には、修正されると理解している。
34. 非上場株式の取り扱いについて、民法上の組合出資なども含まれることになるため「非上場株式」という項目名で表現することが適切かどうかや、出資等について構成資産が不動産であるもの及び非上場株式と同じように時価算定が難しいものであった場合にどうするかという議論も考えられるので、個別に審議資料を作成して検討すべきである。
35. 非上場株式に関する取扱いについて、記載箇所やこの規定で網羅されているかについて丁寧に検討しないと、何がどう変わるのかがわからず、実務上浸透しないのではないか。

(第 138 回金融商品専門委員会)

36. 時価算定会計基準の第 10 項に関連して、インプットを精緻なものに変更した場合にも会計上の見積りの変更になると理解してよいか。そうであればその旨を記載してはどうか。
37. 第三者から入手した価格の利用の一般事業会社の別途の取り扱いについて、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理を採用している場合には注記のみで時価評価する可能性があるが、注記のみで時価評価する場合にもこの別途の取り扱いの対象となることを記載してはどうか。

金融商品会計に関する実務指針の改正案

(第 397 回企業会計基準委員会)

38. 新基準は、時価の測定ができるか否かを定めるものではないため、新基準の存在によって時価を算定することが極めて困難なものが想定されないということになるのか疑問である。
39. 時価を把握することが極めて困難な場合の変更案について、今までの日本基準では時価の算定が困難なものについては時価評価しない方が有用な場合もあると考えられてきたものと理解しており、時価算定の範囲に踏み込むことはプロジェクトの

範囲を超えてしまっているのではないか。

(第 138 回金融商品専門委員会)

40. 監査の実務においても、特に債券について、「時価を把握することが極めて困難」であることとレベル 3 の時価となることとの境界が不明確になる可能性があると考えられるため、非上場株式を除き時価が算定できると整理する事務局の提案に賛成である。非上場株式の範囲については、「非上場株式等」として、ある程度、実務に判断を委ねることが現実的であると思われる。
41. 事務局の提案に賛成する。新基準により時価を把握することが極めて困難な金融商品がなくなるという整理であれば、債券やデリバティブに関する記載を削除することになる。一方で、非上場株式の取り扱いを変更することは、時価を算定する範囲を変更することになり、プロジェクトの範囲を超えることになるとと思われる。非上場株式の範囲については、IFRS の「資本性金融商品」を用いて定義できるのではないか。いずれにせよ、結論の背景において説明する必要がある。
42. キャッシュフローが把握できる債券であれば、割引率を設定すれば時価は算定できるため、「時価を把握することが極めて困難」となることはないのではないか。非上場株式においても、技術的には一定の仮定の下で時価を算定することは可能であるが、それにはコストがかかり有用性とコストの問題が生じるため取得価額で評価するとの整理もあると思われる。
43. 米国会計基準における経験からも、新基準により時価が算定しやすくなることは明白であると思われる。
44. 「時価を把握することが極めて困難」の範囲がこれまでよりも広がることはない点を結論の背景に明記したうえで、現行の規定を残すことが望ましいと思われる。
45. 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」における、債券と同様の性格を持つ種類株式についても整理が必要であると思われる。

コメントの募集及び公開草案の概要

(第 397 回企業会計基準委員会)

46. コメント募集期間について、大きな改正であるため、3 か月は必要ではないか。
47. 今後の審議の状況にもよるが、コメント募集期間については、余裕をもって対応い

ただきたい。また時価の概念は様々な他の基準で用いられているため、影響を受ける基準と受けない基準の一覧を別紙で添付することを検討してはどうか。

48. 月中平均価額を時価とする定めを削除することに関しては、一部の会社には影響が大きく、基準変更の影響を周知する意味も込めて独立の質問項目として記載してはどうか。

(第 138 回金融商品専門委員会)

49. 四半期の開示項目に関してもコメント募集文書に追加すべきである。
50. 月中平均価額を時価とする定めを削除することに関して、影響の大きい会社があることが想定されるため、コメント募集文書の時価の定義の説明に追加してはどうか。

以 上